

保土ヶ谷区少年野球連盟規約(案)

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、保土ヶ谷区少年野球連盟（設立：昭和55年3月1日）と称し本部事務所を会長宅に置く。

本部事務所 横浜市保土ヶ谷区峰岡二丁目300 長嶋 孝方

第2章 目的及び事業

第2条 本連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を、保土ヶ谷区内の小学生に普及し、その健全な育成並びに健康の促進と体位の向上に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行い、事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

- (1) 保土ヶ谷区少年野球大会の主催と後援。
 - (2) 少年野球の普及発展、技術向上に関する研究と指導。
 - (3) 審判技術の向上に関する研究と指導。
 - (4) 少年野球施設の拡充と改善に関すること。
 - (5) 親睦会、大会誌発行、卒業生送別運動会、その他本連盟の目的達成に関すること。
- なお、親睦会規定は別に定める。

第3章 会 員

第4条 本連盟の会員は、正会員チームと賛助会員をもって構成する。

第5条 正会員チームは、区内に所属する少年野球チームとし、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 登録選手は、小学生とする。
- (2) 正会員チームは、20歳以上の代表者、監督を必要とする。
- (3) 登録選手及び監督・コーチは、2以上のチームにわたって登録することはできない。

第6条 正会員となるチームは、次の通りとする。

本連盟の定める登録申込書(1通)を会長に提出し、登録の審査を受けるとともに異動が生じたときは速やかに会長にその旨届け出る。

正会員チームとしての登録を希望しているが、第5条の条件を満たせないチームの休部登録を認める。但し、この登録をしたチームは登録年度における単独チーム活動は認めない。又、理事の選出もないものとする。

第7条 正会員チームの脱退は、規約第5条に定める条件が整わないとき及びチーム代表者が自ら脱退の意思を、会長に申し出たときとする。

第8条 本連盟の規律は、次のとおりとする。

- (1) 正会員チームは、本連盟以外の団体等に参加することはできない。
- (2) 正会員チームは、本連盟が主催、後援する行事及び大会以外の試合等のために、本連盟の主催、後援する行事及び試合を棄権することは出来ない。
- (3) 本連盟関係者は、本規約及び大会要項、競技運営細則等を遵守しなければならない。
- (4) 本連盟関係者が、本条に違反した場合には理事会に諮って処分することが出来る。

第9条 賛助会員は、本連盟の目的並びに事業に賛同し、経済的に協力する個人、法人、団体とする。

第 4 章 役 員

- 第 1 0 条 本連盟に次の役員を置く。
- (1) 名誉会長 1 名
 - (2) 会 長 1 名
 - (3) 相 談 役 若干名
 - (4) 副 会 長 2 名
 - (5) 理 事 長 1 名
 - (6) 副理事長 2 名
 - (7) 会 計 1 名
 - (8) 常任理事 若干名
 - (9) 理 事 若干名
 - (10) 監 事 2 名
 - (11) 顧 問 若干名
- 第 1 1 条 役員を選出は、名誉会長・相談役及び顧問を除き毎年 2 月の定例理事会で理事の互選とし、任期は事業年度の 1 カ年とし、再選を妨げない。
- (1) 名誉会長は当連盟の会長職として 2 0 年以上、連盟の発展に寄与した者を常任理事会の推薦により理事会に諮って選出する。執行並びに議決権は有しない。
 - (2) 相談役並びに顧問については、本連盟の発展に貢献した者のなかから、常任理事会の推薦により理事会に諮って選出し会長が委嘱する。執行並びに議決権は有しない。
 - (3) 執行役員の定義
第 1 0 条に掲げる役員の内、会長、副会長、会計、理事長、副理事長、常任理事は当連盟の事業年度における全ての会務を執行するものとし、執行役員と総称する。
 - (4) 執行役員の定年は、満 7 0 歳とする。任期中に定年を迎えた時は、その年の事業年度の終了までを任期とする。
- 第 1 2 条 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
- 第 1 3 条 相談役は、会長が会務を統括する上での助言を行うとともに紛議における調停役を担う。
- 第 1 4 条 副会長は、会長を補佐し会長が不在の時は会務を代行する。
- 第 1 5 条 理事長は、本連盟の主催後援する各種競技大会及び事務局、財務部、競技部、審判部の総括を行うほか、理事会に対し事業の経過を報告し新年度の事業計画を企画立案する。
- 第 1 6 条 副理事長は、理事長を補佐し理事長が不在の時はその職務を代行するほか、事務局、財務部、競技部、審判部を総括・援助する。
- 第 1 7 条 会計は、本連盟の収支を明確にし、監事の承認を得て決算報告を行い、新年度の予算案を企画立案するほか、常任理事会に対し年 2 回収支状況を報告する
- 第 1 8 条 常任理事は、常任理事会及び理事会で決定された事項を執行補佐するほか、第 3 2 条に定める専門部に所属しその任務に当たる。
- 第 1 9 条 理事は、正会員チームから代表者各 1 名と、賛助会員の中から 1 0 名の範囲で会長が選出し、理事会の議決権を行使する。
- なお、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、事務局長に選出された場合は、正会員チーム代表として理事 1 名を追加選出する事が出来る。
- 第 2 0 条 監事は、会計の監査を年 1 回行い、理事会に監査報告を行う。その他必要に応じて臨時に監査することが出来る。
- 第 2 1 条 相談役・顧問は、会長が必要に応じて各種会議等に招き、意見等を述べる事が出来る。

第 5 章 会 議

第 2 2 条 本連盟の会議は、理事会及び常任理事会とする。

第 2 3 条 理事会は、第 1 0 条に定める役員のうち名誉会長・相談役・顧問を除いて構成し、必要に応じて会長が招集する。

ただし、毎年度 2 月下旬には、定例理事会を招集し次の事項を議決する

- (1) 当年度の事業経過報告 (2) 新年度の事業計画 (3) 決算と予算
- (4) 役員を選出 (5) 規約の改正 (6) その他必要事項

第 2 4 条 常任理事会は、第 1 0 条に定める役員のうち、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、常任理事をもって構成し、理事会の決定事項を執行する。会議の招集は必要に応じて会長が行い次の事項を審議し、理事会に提案する。ただし、緊急を要する場合等、理事会に諮る暇がないときは、後日理事会に報告し承認を得ることとする。

- (1) 理事会に提出する議案を決定する。
- (2) 各専門部の企画立案を決定する。
- (3) その他本連盟の目的達成に関する必要事項を決定する。

第 2 5 条 理事会・常任理事会は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数で決する。会議の議長は、その都度選出する。なお、理事会は、正会員チームの理事が出席できないときはその正会員チームから代理者を選出し出席させなければならない。

第 6 章 会 計

第 2 6 条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもってする。

- (1) 年 会 費 (連盟登録料)
- (2) 参 加 費 (大会参加料)
- (3) 賛 助 金 (賛助会員)
- (4) その他の収入 (補助金、協力金等)

第 2 7 条 年会費、参加費は別に定める。賛助金及び納入時期等は次の通りとする。

- (1) 年会費は、新年度登録手続きの時に納入する
- (2) 大会参加費は当該大会の定められた大会参加登録期間に納入する
- (3) 賛助金は、本連盟の趣旨に賛同する者(賛助会員)からの各種の寄付金とし、個人の場合は、年額 3,000 円とし、法人、団体についてはこの限りではない。
- (4) 本連盟の事業遂行において必要に応じて理事会の議決により会費等を臨時に徴収することが出来る。その他臨時に必要とする負担費用は指定した時に納入

第 2 8 条 会計及び財務担当は、毎会計年度の歳入出予算を編成し、常任理事会に諮り総会の議決を得なければならない。又、収入支出決算書を作成して常任理事会に報告し、決算書及び会計帳簿、収支証書類を監事の監査を受け、総会で承認を得なければならない。

第 2 9 条 支払規定

本連盟の事業遂行のために行動する役員、審判員に対する費用の支払規定を設ける。
又、慶弔費(祝金、見舞金等)についても別途支払規定を設ける。

第 3 0 条 本連盟は理事会の承認を得て特別会計を設けることができる。

第 3 1 条 会計年度は、事業年度と同じとする。(毎年 3 月 1 日～翌年 2 月末日までとする。)

第7章 専門部

第32条 第3条に定める事業を行うため、常任理事会の管轄下に次の専門部を置き、その主たる任務は以下の通りとする。なお、各部に部長（局長）、副部長（次長）を置くことが出来る。

(1) 事務局 (2) 財務部 (3) 競技部 (4) 審判部

ア 事務局は、本連盟事業活動及び事務局としての統括管理に当たる。

イ 財務部は、会計を補佐し大会費収支及び各種事業の収支に当たる。

ウ 競技部は、事務局及び審判部と密接な連携をとりながら各種競技大会の運営に当たる。

エ 審判部は、事務局及び競技部と密接な連携をとりながら各種競技大会の運営に当たる。また、部内に指導育成委員会を設置し、特に審判技術の向上に関する研究・指導を行い、審判講習会等企画立案しその運営に当たる。

なお、審判部員のルール修得、審判技術の向上、親睦等を図るため審判部部則を別に定めることが出来る。

第33条 第28条に定める専門部の任務の詳細は別表「保土ヶ谷区少年野球連盟 組織・事業分担」に定めるところによる。

第8章 その他

第34条 この規定の定めない事項について協議が必要な場合は、常任理事会で協議し理事会の承認を得ることとする。

付 則

- 1 本規約は、平成9年3月1日から施行する。
- 2 本規約に疑義が生じた場合は、理事会に諮って決定する。
- 3 昭和57年6月26日から施行した保土ヶ谷区体育協会野球部(少年学童部)の規約は、本規約の施行と同時に消滅する。
- 4 本規約は、平成10年2月21日から一部改正して施行する。
- 5 本規約は、平成13年2月25日から一部改正し平成12年9月3日から施行する。
- 6 本規約は、平成14年2月24日から一部改正し平成14年2月1日より施行する。
- 7 本規約は、平成15年2月22日を以て第13条、第14条、第15条および第28条の一部を改正、第29条を新設し即日施行する。
- 8 本規約は、平成23年2月19日を以て第2条、第3条(5)、第5条、第10条、第11条、第17条、第24条を改正、第25条および第26条を廃止、第13条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第8章第34条を新設、従来の第13条以降第24条は第13条新設に伴い第14条以降第25条とし順次繰り下げる。第27条、第28条、第29条は第26条以降第30条の新設により、それぞれ第31条、第32条、第33条とし即日施行する。
- 9 本規約は、平成24年2月18日を以て第19条を改正して即日施行する。
- 10 本規約は、平成25年2月16日を以て第8条2項、第10条、第11条、第21条、第23条を改正して即日施行する。但し、第11条3項については、1箇年の猶予期間を置く。
- 11 本規約は、平成26年2月16日を以て第1条を改正、第11条3項を部改正し4項とし、新たに3項を新設し即日施行する。